

閉鎖性海域における環境保全の取組

環境省 水・大気環境局
水環境課 閉鎖性海域対策室

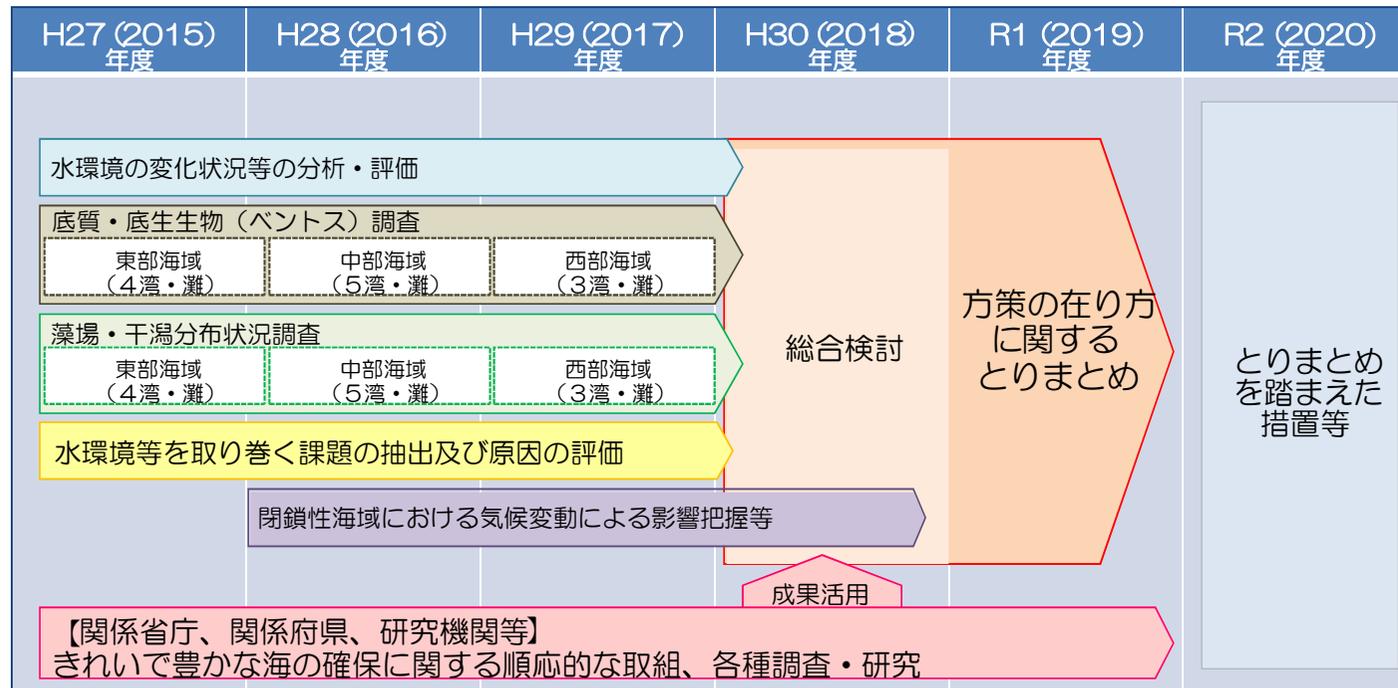
瀬戸内海における環境保全について

- 平成27年の改正瀬戸内海環境保全特別措置法の附則検討条項を踏まえ、「きれいで豊かな瀬戸内海の確保」に向け、平成27年度から平成30年度にかけて、各種調査・研究等の結果の収集・整理を進めてきた。
- これらを踏まえ、令和元年6月、水環境や水産資源等の様々な課題解決に向けた方策等を検討するため、中央環境審議会に「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方」について諮問し、本年度末までに答申をとりまとめていただく予定。

改正瀬戸内海環境保全特別措置法附則検討条項

- ・ 政府は、瀬戸内海における栄養塩類の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置を講ずる。
- ・ 政府は、法施行後5年以内を目途として、新法の施行の状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは所要の措置を講ずる。

＜中央環境審議会瀬戸内海環境保全小委員会における検討スケジュール＞



水質総量削減制度について

第8次水質総量削減の在り方について (平成27年12月中央環境審議会答申)

(1) 東京湾・伊勢湾

環境基準の達成率が低く、大規模な貧酸素水塊も発生しているため、今後も水環境改善を進める必要がある。

(2) 大阪湾

窒素及びりん的环境基準が達成された状態が続いている。一方で、CODの環境基準達成率は低く、大規模な貧酸素水塊も発生している。

このため、窒素及びりん的环境基準の達成状況を勘案しつつ、特に有機汚濁解消の観点から水環境改善を進める必要がある。

(3) 瀬戸内海(大阪湾を除く)

他の指定水域に比較して良好な状態であり、現在の水質が悪化しないように必要な対策を講じることが妥当である。



答申を踏まえて策定

総量削減基本方針(平成28年9月30日策定)

(1) 水域

東京湾、伊勢湾、瀬戸内海ごとに定める。

(2) 目標年度

令和元年度

(3) 削減目標量

発生源別(生活排水、産業排水、その他)、都府県別に定める。

(4) 汚濁負荷量の削減の方途

①削減の方途

総量規制基準の設定

下水道・浄化槽等の整備 等

②総量削減及び水環境の改善に関し必要な事項

藻場・干潟の保全、再生

底質の改善

生物共生型護岸等の採用

深堀跡の埋戻し 等

平成30年度の取組

- 関係機関と連携し、第8次水質総量削減の取組を推進するとともに、指定水域に流入する令和元年度のCOD、窒素及びりんの汚濁負荷量の算定を行うべく必要な調査を実施。

今後の取組

- 現在の総量削減の目標年度である令和元年度の水域の状況を踏まえ、今後の水質総量削減制度の在り方・方向性を検討する。

有明海及び八代海等における再生に向けた取組について

- 特措法第24条に基づき、環境省に有明海・八代海等総合調査評価委員会を設置。
- 委員会は、平成29年3月に報告を取りまとめ、主務大臣等※に報告(今回は平成18年に報告)。

※<主務省>総務、文科、農水、経産、国交、環境 <関係県>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

<委員会報告(平成29年3月)の概要>

検討のアプローチ

- ・ 基本的に、1970年頃から現在までの環境等の変化を対象として整理。
- ・ 生態系を構成する上で、または水産資源として重要と考えられる「底生生物の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」及び「魚類等の変化」の4項目を取り上げた。
- ・ 問題点とその原因・要因を考察し、再生方策等を取りまとめた。



底生生物(ゴカイの一種)



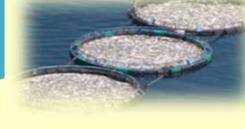
二枚貝(タイラギ)



二枚貝(アサリ)



ノリ養殖



赤潮被害を受けた養殖魚

再生方策

(例) 有用二枚貝

- ・ 広域的な母貝集団ネットワークの形成(浮遊幼生の移動ルート及び稚貝の着底場所の把握、母貝生息適地の保全・再生、母貝生息適地への稚貝放流・移植 等)
- ・ 資源の回復期における資源管理方法(例えば、採捕の制限、保護区の設定等を含む)の確立、実施
- ・ 貧酸素水塊の軽減対策(汚濁負荷量の削減、水質浄化機能を有する二枚貝の生息環境の保全・再生(例:カキ礁再生のための実証事業) 等)

本報告では、上記の再生方策だけでなく、「底生生物の変化」、「有用二枚貝の減少」、「ノリ養殖の問題」、「魚類等の変化」に対応する総合的な再生方策や今後の課題が提示されている。

再生に向けた取組の当面の目標は概ね10年後とする。

平成30年度の取組

- ・ 委員会において、具体的な作業方針を決定し、平成28年度の委員会報告以降に国及び関係県が実施した再生方策や調査・研究開発の成果等の把握を行い、次期委員会報告(令和8年度目途)に向けた審議を開始。

今後の取組

- ・ 委員会において、次期委員会報告までの中間年度である令和3年度を目途に、中間的なとりまとめ(中間報告)を行う予定。

沿岸域の水環境の保全・再生の取組について

- 「里海づくり」の考え方を取り入れた沿岸域の水環境の保全・再生等に関する取組を促進。

近年の動き

- ・ 平成30年に閣議決定された海洋基本計画(第3期)にも「人が関わって、より良い海をつくって豊かな恵みを得るといふ「里海」づくりの考え方を積極的に取り入れつつ、自然災害への対応生物多様性の保全や海洋ごみ対策等を含めて総合的に取り組む。」と位置づけられている。
- ・ 「里海づくり」活動は、藻場・干潟の保全・再生・創出に留まらず、植林等の森づくりや、海や自然などとのふれ合いの場を提供する学習会やシンポジウムの開催や環境教育・観察会など、多種多様な取組が行われている。



里海シンポジウム

「里海づくり活動」に係るアンケートへのご協力のお礼

平素より環境保全活動にご協力されていることに対し、敬意を表します。全国の里海づくり活動の実態を把握し、全国へ情報発信するため、アンケートを実施しています。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【アンケートの目的】
『里海』生誕20周年となる今年、全国の里海づくりに関する活動実態を把握・整理し、今後の里海づくりの取組が広がるよう、皆様の活動を広く発信します。

【アンケートの対象者】
里海づくりに関与している方を対象としています。

「里海づくり活動」とは
人が関わって、沿岸域の水環境の保全と生物多様性を高め、人の活動と自然が持続的に共生できる環境を創出する活動
藻場・干潟の保全・再生・創出、貴重な生物多様性の保全、外来生物の駆除、山の森づくり、水質や生態系の改善、ゴミ対策、海岸の緑化、漁獲の保全・再生、自然とのふれ合い、環境教育、漁業関係によるコミュニティの構築、継続的な学習会の開催など

【アンケートの留意事項】
・ 皆様の取組や経験、やりがい等、ご記入ください。分らない項目は欄外に記入してください。

ご協力アンケートです

【活動名】活動名をご記入ください。「〇〇漁のアサギを導く再生」、「〇〇平野の保全活動」のようなキーワードでも結構です。

【活動主体】主体団体の属性に該当する部分に○をご記入ください。(複数回答可)

() 国の機関 () 地方公共団体 () 漁業協同組合
() NPO法人 () 民間団体 () 教育機関 (地域の学校など)
() 研究機関 () その他

里海アンケート調査票

平成30年度の取組

- ・ 岡山県備前市日生町でNPO 等とともに「里海」生誕20周年記念シンポジウムを開催。
- ・ 都道府県や市町村、NPO 法人等を対象に里海づくりの取組状況や課題等に関するアンケート調査を実施。

今後の取組

- ・ 環境省ウェブサイト上の「里海ネット」を活用し、「里海づくり活動」の普及啓発を実施。



里海ネット

基本計画における水環境保全に関する補助的指標の状況について

主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量

※単位:トン/日

COD	平成16年度	平成21年度	平成26年度	窒素	平成16年度	平成21年度	平成26年度	りん	平成16年度	平成21年度	平成26年度
東京湾	211	183	163	東京湾	208	185	170	東京湾	15.3	12.9	12.3
伊勢湾	186	158	141	伊勢湾	129	118	110	伊勢湾	10.8	9.0	8.2
大阪湾	144	118	91	大阪湾	121	104	88	大阪湾	8.2	7.2	5.8
瀬戸内海 (大阪湾を除く)	417	350	313	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	355	329	302	瀬戸内海 (大阪湾を除く)	22.4	20.8	18.8

主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積

海域	藻場面積 (ha)	干潟面積 (ha)
瀬戸内海 (平成27～29年度調査)	15,604	11,065
有明海北部 (平成30年度調査)	0	13,112

※ 広範囲を効率的かつ定量的に調査を行うことができる衛星画像による解析手法を用いて調査を実施。

里海づくり活動の取組箇所数

